

ご存じですか

# 福祉医療制度

〈照会・申請先〉福祉政策課 ☎ 23-7735

「福祉医療制度」は、医療費の助成を行う制度です。病院などで治療を受けた時に、自己負担額の全額または一部が助成されます。その対象者や申請方法をご案内します。

対象者	対象となる条件など	助成額	申請方法	持ち物
重度心身障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷身体障害者手帳（1～3級）を持っている方</li> <li>▷療育手帳（A1・A2・B1）を持っている方</li> <li>▷精神保健福祉手帳（1・2級）を持っている方</li> </ul>	社会保険各法の自己負担額	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳が交付されたときに申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・保険証</li> <li>・場合によっては所得証明書</li> </ul>
乳幼児など	▷3歳未満児	社会保険各法の自己負担額	右記の物を持参し、出生届を出した後に申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・保険証</li> <li>・母子手帳</li> </ul>
	▷3歳～就学前児	社会保険各法の自己負担額	右記の物を持参し、3歳に達する月に申請（対象者には申請の案内通知が届きます。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・保険証</li> <li>・案内の通知</li> </ul>
	▷小・中学生の児童（満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）	入院分の社会保険各法の自己負担額（高額療養費や附加給付は差し引いて支給されます。）	病院で入院医療費を支払った後、右記の物を持参して申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑 ・ 保険証</li> <li>・病院の領収書</li> <li>・金融機関の口座番号のわかるもの</li> <li>など</li> </ul>
母子家庭など	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷18歳未満の児童（満18歳に達する年度末まで・以下同じ）を扶養している配偶者のいない母親とその児童</li> <li>▷父母のいない18歳未満の児童</li> </ul>	社会保険各法の自己負担額	右記の物を持参し、事実発生日（離婚の日など）から30日以内に申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑 ・ 戸籍謄本</li> <li>・保険証</li> <li>・家族全員の住民票</li> <li>・場合によっては課税所得証明書</li> <li>など</li> </ul>
父子家庭	▷18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない父親とその児童 ※ただし所得制限があります。			
精神科病院入院者	▷精神科病院に入院している方	自己負担額の1/2（入院時の食事代を除く）	右記の物を持参し、入院した日から30日以内に申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑 ・ 保険証</li> <li>・精神科病院の入院証明書</li> <li>※用紙は福祉政策課にあります。</li> </ul>

※いずれの制度も、保険外の診療については対象になりません。転入された方は転入時に申請してください。

## ◆すでに福祉医療の対象になっている方へのお願い

- ▷保険証や住所に変更があった場合は、速やかに福祉政策課へ変更の届け出をしてください。
- ▷受給資格がなくなった方は、速やかに受給者証を福祉政策課へお返しください。
- ▷平成18年10月診療分から入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額の助成は廃止されました。
- ▷平成20年4月に重度心身障がい老人医療制度が廃止されました。今まで受給していた方は引き続き重度心身障がい者医療制度を受給することとなります。